

(様式第2号)

団 体 概 要 書

団体の名称	奈良家庭・少年友の会
団体所在地	奈良市登大路町 35 奈良地方・家庭裁判所内
活動の開始年月	平成3年9月
法 人 格	・あり・申請中・ なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	年 月 日 所轄:
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の 連携・支援 26. その他 (家庭の平和の維持)
主な活動対象地域	奈良県内
現在の活動内容	①少年が社会経験をjする補導委託先を確保し、少年の更生を図る事業として、特養老人ホームなどに少年を同行し、入所されている方々のお世話や触合いを通して、社会の一員としての自覚を促す。②少年の教育的・保護的措施に協力する事業として、学生ボランティアによる学習指導や、奈良公園の清掃をする「奈良の鹿愛護活動」、弁護士とともに少年に寄り添う「協働付添人活動」を行っている。③少年の福祉に関する事業として、少年及び保護者に万引き被害に遭った店主の話を聞いてもらい、被害の実情を理解し影響の大きさを考える「万引き被害を考える教室」を定期的jに開催するとともに、近年は、住む場所や働く所がない少年に社会復帰の機会を提供するため、「就労支援」できる環境づくりを検討している。補導委託少年には身の回り品、交通費、弁当代を支給。④広報活動として、毎年11月に広報誌を700部発行しており、少年事件に関わる裁判所職員や奈良弁護士会、学生ボランティアを派遣する県内の各大学、児童相談所、保護観察所、奈良少年院、奈良少年鑑別所、児童自立支援施設等をはじめ、会員を通して一般の方々にも配布。個人会員数174人：団体会員11団体：専従職員0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	令和4年5月、10月 「就労支援プロジェクトチーム」会議実施 令和4年6月 講話、調査官との懇談会 令和4年7月、令和5年2月 奈良の鹿愛護活動 (奈良公園清掃) 令和4年9月 「たんぼぼの家」、「サンタリア」、「奈良の鹿愛護会」へ寄付 令和4年9月 少年への日用品及び交通費、弁当代の支給 令和4年11月 会報誌第31号発行 令和5年3月 研修会 (講師:「あらんの家」&「ミモザの家」施設長)
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	当会は奈良家庭裁判所の調査・審判等に協力し、少年に直接関わることで、少年の社会復帰や健全育成を支援しております。少年犯罪は時代とともに変化し、近年はSNSを介しての非行が目立つなど、多岐を極めています。 こうした中、現状にあった活動をするためには、常に会員はもとより学生ボランティア等の意欲向上や自己研鑽が求められており、今後とも少年の更生と福祉の向上に結び付くよう、より質の高い研修活動、積極的な広報活動等に取り組んでまいります。 本基金の寄附を活用して、少年の更生支援を啓発すべく不断の努力を続けてまいりますので、資金面でのご支援をお願いいたします。

(様式第3号)

令和5年11月20日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：奈良家庭・少年友の会

役 職 名	氏 名	住 所
会 長	以呂免 義雄	[Redacted]
副会長	須和 隆彦	
副会長	小野 篤郎	
副会長	馬場 智巖	
評議員	山田 周作	
評議員	巽 三司	
評議員	荒川 恵子	
評議員	要 直樹	
評議員	杉谷 信	
評議員	多々野 尚	
評議員	住野 陽一	
評議員	廣井 浩子	
評議員	匠原 記世子	
評議員	細川 由利子	
監事	林 誠一郎	
監事	松尾 厚子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

(様式第4号)

令和5年11月20日

団体目的等についての誓約書

団体名 奈良家庭・少年友の会
 役職 会長
 代表者名 以呂免 義雄

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、市民活動・ボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、または、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、及び、暴力団若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。

(特定非営利活動促進法第20条) 役員欠格事項

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の第三七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

奈良家庭・少年友の会会則

第1条 (名称)

本会は、「奈良家庭・少年友の会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、奈良家庭裁判所の行う家庭の平和の維持、少年の健全育成等の業務に寄与し、協力することを目的として、次の事業を行う。

1. 補導委託先の充実及び委託少年の更生福祉に協力する事業
2. 少年の教育的・保護的措置に協力する事業
3. 家庭及び少年の福祉に関する事業
4. その他、本会の目的に適う支援事業

第3条 (会員)

本会は、次の3種の会員で組織する。

1. 普通会員

奈良家庭裁判所（管内の支部、出張所を含む）及び奈良地方裁判所（管内の支部、簡易裁判所を含む）の調停委員、参与員、司法委員、並びに奈良弁護士会に所属の弁護士のうち、前条の目的に賛同するもの

2. 賛助会員

前条の目的に賛同する普通会員以外の個人

3. 特別賛助会員

前条の目的に賛同する団体

賛助会員又は特別賛助会員となるには、普通会員の推薦により評議員会の承認を得るものとする。

本会会員は、その区分に応じ、次に掲げる会費を納入するものとする。

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 1. 普通会員 | 年額 | 3,000円 |
| 2. 賛助会員 | 年額 1口 | 3,000円 |
| 3. 特別賛助会員 | 年額 1口 | 10,000円 |

会費は毎年の通常総会当日までに、その年度分を納入するものとする。会員が会費を2年以上納入しないときは、評議員会でこれを退会したものとみなすことができる。

第4条 (遵守事項)

会員は、第2条に定める目的の活動及びその結果について責任を持ち、次の事項を遵守しなければならない。

1. 少年等に関する情報を他に漏らしてはならない。本会を退会した後も同様とする。
2. 少年等の人格及び人権を尊重しなければならない。
3. 本会の事業に資するため、自己研鑽に努めなければならない。

第5条（運営経費）

本会の運営経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収益をもってこれに充てる。

第6条（役員及び役員の職務）

本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 若干名
4. 監 事 若干名
5. 顧 問 若干名

会長、副会長、評議員及び監事は、総会において、普通会员の中からこれを互選する。

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。副会長は、会の常務を処理する。

評議員は、会長、副会長とともに評議員会を構成し、総会の決議事項及び重要な会務を決議執行する。

監事は、本会の会計を監査する。

顧問は、会長が委嘱する。顧問は、本会の目的遂行のために必要と認める意見を述べ、かつ会長の諮問に応ずる。

第7条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

任期満了前に役員の補充の必要を生じたときは、第6条の規定にかかわらず、評議員会において選任する。

補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は、任期満了後も、後任者の就任まではなおその職務を行う。

第8条（総会）

総会は、通常総会及び臨時総会とし、本会の予算、決算、事業計画、役員の選出、会則の変更、その他会長において総会に諮ることを相当と認める事項について議決する。

通常総会は毎年1回、概ね6月に開催する。

臨時総会は、会長において必要と認める場合、又は会員の3分の1以上の要求がある場合に開催する。

総会の議長は、会員が互選する。

第9条（評議員会）

評議員会は、会長が招集し、その議長となる。

会長は、書面によって評議員の賛否を求め、評議員会の開催に代えることができる。

ただし、評議員の3分の1以上が反対の意志を表明した場合は、この限りではない。

次に掲げる事項は、評議員会がこれを決議する。

1. 第2条の事業年次計画の決定及び変更
2. 第2条の目的事業の予算配分基準の決定
3. 会長において評議員会に諮ることを相当と認める事項

会長は、総会において予算、決算及び事業計画の承認を求める前に、評議員会の議を経なければならない。

第10条（議決）

総会及び評議員会の議決は、出席者（評議員会について前条2項によるときは回答者）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条（部会の設置及び運営細則）

本会の事業を執行するため、会長は、評議員会の議を経て、部会の設置その他の細則を設けることができる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第13条（事務所）

本会の事務所を、当分の間、奈良家庭裁判所内に置く。

附則

本会則は、本会設立の日（平成3年9月21日）からこれを施行する。

改正：平成27年6月16日（会則第2条、会則第4条付加）

平成29年6月13日（会則第3条付加）

奈良家庭・少年友の会運営細則

1. 本会の事業を執行するため、会則第 11 条により別表の部を設ける。
2. 各部は、所管事項につき発議し、意見を具申し、かつ、その事務を掌るほか、会長の諮問に応じる。
3. 各部は、普通会員である部員をもって構成し、部長は必要に応じて賛助会員に活動への協力を求めることができる。
4. 各部に次の役員を置く。
部長 1名 副部長 3名以内
5. 財務部に会計管理者を置く。会計管理者は、本会の会費、寄付金、その他の収益及び運営経費を管理する。
6. 部長、副部長、会計管理者は部員の互選による。
7. 部会は、部長が招集しその議長となる。
副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその事務を代行する。
8. 部長、副部長及び会計管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
9. 部会は、少なくとも年2回以上開催し、部員の意見を聴かなければならない。
10. 本会の適切な運営をはかるため、部長等連絡会を設ける。
予算の支出は、あらかじめ部長等連絡会の承認を得なければならない。
11. 部長等連絡会は、会長、副会長、部長、副部長及び会計管理者をもって構成し、会長が召集しその議長となる。
12. 奈良家庭裁判所及び奈良地方裁判所管内の支部、出張所及び簡易裁判所内に支部連絡部を設けることができる。
13. 支部連絡部に次の役員を置く。
部長 1名 副部長 3名以内
14. 支部連絡部は、あらかじめ評議員会の決議を得て、独自に会則第 2 条に定める事業を行うことができる。

附則 本細則は、平成3年9月21日から施行する。

改正：平成5年4月1日

平成6年4月1日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成27年6月16日（細則3，別表）。

別表

部 名	所 管 事 項
総 務 部	事業計画, 総会・評議員会等の招集・運営等 諸機関等との渉外・連絡調整 他の部に属さない事項
財 務 部	会費徴収, 出納管理, 予算編成, 決算, 会員募集, その他
援 護 部	補導委託先開拓, 補導委託先及び少年に対する援助 付添人及び未成年者後見人等家事事件に関連する事項 の連絡, 援助, 調整 その他少年・家事事件に関連するボランティア活動
研 修・広 報 部	友の会活動に必要な研修, 講演会 機関誌の発行, 配布, 広報活動
学 生 ボランティア部	少年に対する学習指導の教育的・保護的措置に協力 する学生の募集, 人選及び研修の実施, 並びに家庭 裁判所との連絡調整
支 部 連 絡 部	支部の活動全般を統括 支部と本庁間の連絡調整

令和4年度の活動概況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年	4月 1日	新任調停委員への入会案内
	4月 15日	裁判所と友の会との連絡会 (第1回)
	4月 19日	研修・広報部部会第1回部会 (年間計画、会報誌31号発刊)
	4月 22日	援護部会 (第1回)
	5月 6日	総会と評議員会の案内発送
	5月 13日	部長等連絡会
	5月 20日	就労支援プロジェクト
	5月 27日	学生ボランティア部部会 (第1回)
	5月 27日	学生ボランティア新規参加学生への新旧交流・説明会
	6月 7日	評議員会
	6月 7日	第32回総会・講話・調査官との懇談会
	6月 10日	学生ボランティア部個別の追加説明会
	6月 14日	総会欠席者への資料送付
	6月 15日	「万引き被害を考える教室」 (第1回)
	6月 17日	裁判所と友の会との連絡会
	7月 7日	少年及び学生と社会奉仕活動(奈良の鹿愛護活動①)
	7月 8日	部長等連絡会
	9月 6日	研修・広報部部会第2回部会(会報誌編集、初回原稿校正)
	9月 6日	総務部会
	9月 9日	部長等連絡会
	9月 13日	裁判所と友の会との連絡会(第3回)
	9月 16日	援護部会(第2回)
	9月 20日	障害者福祉施設「たんぼぼの家」訪問 寄付金持参
	9月 21日	特別養護老人ホーム「サンタマリア」訪問 寄付金持参 「奈良の鹿愛護協会」訪問 寄付金持参
	9月 22日	身柄付き補導委託の伴う身の回り品の支給
	10月 3日	新任調停委員への入会案内
	10月 5日	「万引き被害を考える教室」(第2回)対象少年無しの為中止
	10月 20日	第8回全少連全国大会(全少連設立10周年記念大会) zoom参加
	10月 28日	就労支援プロジェクト(葛城支部参加者1名)
	11月 7日	「奈良の鹿愛護会」訪問 どんぐり持参(奈良、五條併せて約20kg)
	11月 11日	部長等連絡会

- 11月 15日 奈良家庭裁判所と友の会との懇談会 (葛城支部参加者1名)
- 11月 16日 少年及び学生と社会福祉活動 (奈良の鹿愛護活動②)
- 11月 18日 学生ボランティア部部会 (第2回)
- 11月 25日 研修・広報部会第3回部会 (会報誌発行作業、研修講演会準備)
第31号発行 発行部数700部
奈良弁護士会へ会員募集の一環として贈呈
- 12月 5日 大学訪問 奈良大学
- 12月 6日 大学訪問 奈良女子大学
- 12月 9日 援護部会 (第3回)
- 12月 13日 大学訪問 奈良教育大学
- 12月 14日 「万引き被害を考える教室」 (第3回)
- 12月 16日 大学訪問 天理大学
- 令和5年 1月 12日 奈良少年院「20歳を迎える式典」に出席
- 1月 13日 部長等連絡会
- 1月 20日 付添人勉強会 (葛城支部参加者2名)
- 1月 30日 近畿少年友の会懇談会・世話人会 (京都) に出席
- 2月 1日 裁判所と友の会との連絡会 (第4回)
- 2月 15日 少年及び学生と社会奉仕活動 (奈良の鹿愛護活動③)
- 2月 17日 研修・広報部第4回部会 (研修講演会の開催要領・細目決定)
- 2月 21日 援護部会 (第4回)
- 3月 7日 研修・講演会 講師：自立援助ホーム「あらんの家」 & 「ミモザの家」
統括施設長 浜田進士氏
演題：『子どもにはチカラがある』
～奪われた居場所と自分を取り戻す営み～ 参加人数：44名
- 3月 7日 総務部部会
- 3月 10日 部長等連絡会
- 3月 14日 支部総会と調査官との懇談会
(葛城支部参加者9名、庶務課長、調査官2名)
- 3月 15日 「万引き被害を考える教室」 (第4回)
- 3月 27日 ボランティア保険加入手続き

令和4年度決算報告書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I. 一般会計

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	令和4年度予算a	令和4年度決算b	差異 a-b	備 考
会 費	705,000	642,500	62,500	
普通会員	555,000	460,500	94,500	@3000×150+1500×7
賛助会員	70,000	102,000	△ 32,000	@3000×29+15000
特別賛助会員	80,000	80,000	0	7団体
寄 付 金	40,000	50,000	△ 10,000	
助 成 金	0	0	0	元年より共同募金会交付無し
寄 付 金	40,000	50,000	△ 10,000	有志
特別会計から繰入	0	0	0	
雑 収 入	10	10	0	利息
当年度収入計 (A)	745,010	692,510	52,500	

2. 支出の部

科 目	令和4年度予算a	令和4年度決算b	差異 a-b	備 考
事 業 費	579,000	429,304	149,696	
援護部	200,000	105,524	94,476	奉仕・鹿愛護活動
研修・広報部	190,000	197,739	△ 7,739	講演会、会報誌発行
学生ボランティア部	80,000	54,480	25,520	学習指導、学生研修会等
総務部	42,000	45,960	△ 3,960	ボランティア保険
財務部	7,000	11,501	△ 4,501	
葛城支部連絡部	60,000	14,100	45,900	付添人活動、奉仕活動等
五條支部連絡部	0	0	0	活動支援
会 議 費	103,000	90,003	12,997	
総 会	100,000	87,003	12,997	
役 員 会	3,000	3,000	0	
通 信 旅 費	101,000	336	100,664	
通 信 費	1,000	336	664	
旅 費	100,000	0	100,000	
会 費	10,152	10,262	△ 110	
会 費	10,152	10,262	△ 110	全国友の会年会費
近少懇開催費	0	0	0	
そ の 他	45,000	46,630	-1,630	
消 耗 品 費	2,000	0	2,000	文具等
印 刷 費	15,000	16,610	△ 1,610	封筒印刷等
雑 費	13,000	18,580	-5,580	文化会館使用料
振込手数料	15,000	11,440	3,560	
予 備 費	0	0	0	
特別会計へ繰入	0	0	0	
当年度支出計 (B)	838,152	576,535	261,617	
当年度繰越金 C (A-B)	△ 93,142	115,975	△ 209,117	
前年度繰越金 D	1,128,040	1,128,040	0	
次年度繰越金 E (C+D)	1,034,898	1,244,015	△ 209,117	南都銀行本店 普通預金

(注) 令和元年度より研修・広報事業に対する奈良県共同募金会助成金なし。

II. 特別会計（基金）

1. 収入の部

（単位：円）

科 目	予算 a	決算 b	差 異 a-b	備 考
一般会計から繰入	0	0	0	
利 息	40	28	12	
当年度収入計	40	28	12	

2. 支出の部

（単位：円）

科 目	予算 a	決算 b	差 異 a-b	備 考
一般会計へ繰入	0	0	0	
当年度支出計	0	0	0	
当年度繰越金	40	28	12	
次年度繰越金	1,506,210	1,506,198	12	

3. 資産（令和5年3月31日現在）

南都銀行本店 定期預金 金1,506,198円

以上のとおり報告します。

令和5年4月3日

会計管理者 小林 郁子 印

財務部長 杉谷 信 印

会 計 監 査 報 告

令和4年度決算報告書（一般会計・特別会計）は、会計証拠書類等を慎重に精査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月3日

監 事 恒藤 芳明 印

監 事 山本 均治 印